

四 癸行方 法

三 振替法の適

二
名
及
て
言
及
て
根
拠
の
発
行
の
號

○財務省告示第四百号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成
二十二年十一月八日に発行した政府短期証券の發
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年十二月八日

九	八	七	六	五
振替単位	振替口座簿	口イ	口イ	口イ
振替額	最高額	払	発	方募入法
振替額	低行入価額	争非者別債札格金	争非者別債札格行	争非者別債札格
振替額	面金	札格第参市発競	札格第参市発競	札格第参市発競
振替額	金	発競I加場行争額	発競I加場行争額	行争の決
振替法	千	千三十四	円額	各當も各
振替法	万	十千万兆	面額	募各申
振替法	円	円百七四	金額	度債るか込
の規定		七千千	額	額市。らみ
による振替		十百七	で	募の場。
の規定		八円百	三	額範特のう
による振替		億八	千兆	を別応ち
の規定		千八十七	百四	割内參応
による振替		百億	七千	りに加額募
の規定		十二千	十九百億	当お者価を
による振替		二十六	億千	ていご順格
の規定		一万	千萬	るていと次
による振替		四五百	万	。各の割高
の規定				申応りい

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非 者	特 国	入 價 発
込 札	所 金	還		還 入 價	・ 別 債	札 格 行	行 行
期 参	支 金			期 札 格	第 参 市	發 競 價	
日 加	払 額			限 發 競	I 加 場	行 争 格	日
平 成 二 十 二 年 十 一 月 八 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 額 本 面 銀 金 行 額 を 百 支 き 円 払 は に う つ き 百 円	償 当 た だ る し と 、 三 返 年 期 二 月 そ が 月 の 銀 行 四 翌 行 営 休 日	平 成 二 十 二 年 十 一 月 八 日	十 額 七 面 金 格 一 額 厘 百 一 円 毛 に つ き 九 九 十 九 九 九	募 七 面 一 額 一 額 厘 百 以 円 上 に の つ そ き 九 九 ぞ 九 九 九	十 額 二 十 二 年 一 月 金 錄 一 月 一 月 一 月 九 九 九 九 九 九
		償 金	當 た だ し と 、 三 返 年 期 二 月 そ が 月 の 銀 行 四 翌 行 営 休 日		額 の 整 載 数 又 倍 は の 記 金 錄 に 、 よ 最 低 も 額 の 面 と 金		